

青森県報

第二千九百一十号

平成二十年
四月十四日
(月曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(税 務 課) ……
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課) ……
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) ……
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………	(建 築 住 宅 課) ……
証紙売りさばき人の指定……………	(出 納 課) ……
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(同) ……
公安委員会……………	(生 活 安 全 課) ……
警備員等の検定の実施……………	(企 画 課) ……

告 示

青森県告示第三百三十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
唐牛商工株式会社	唐牛 孝	弘前市大字百石町五〇の一	平成二〇・四・七
有限会社平野興産	平野 篤	十和田市東三番町三の四一	"

青森県告示第三百三十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業所 行 業 所	所在地	指 定 年 月 日
		訪問介護	訪問介護			
株式会社サ ンライム	八戸市大字中居 林字雷一三の一	訪問介護	訪問介護	ヘルパース ポラリス	八戸市大字中居 林字雷一三の一	平成 二〇・三・二四
社会福祉法 人八甲田会	十和田市大字相 の二二三二	訪問介護	訪問介護	八甲荘ヘル パーステー ション	十和田市大字相 の九九六	二〇・三・二七

青森県告示第三百三十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社サ ンライム	八戸市大字中居林字 雷一三の一	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	指定 年月日
有限会社光 仁メディカ ルプロジェクト	青森市大字羽白字沢 田四五の四		名称	所在地	指定 年月日
株式会社サ ンライム	八戸市大字中居林字 雷一三の一		名称	所在地	指定 年月日
株式会社サ ンライム	八戸市大字中居林字 雷一三の一		名称	所在地	指定 年月日

青森県告示第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	名称	所在地	指定 年月日
株式会社サ ンライム	八戸市大字中居 林字雷一三の一	訪問介護	ヘルパース テーション	八戸市大字中居 林字雷一三の一	平成 二〇・三・二四
社会福祉法 人八甲田会	十和田市大字相 坂字高清水七八 の二二三二	訪問介護	ヘルパース テーション	十和田市大字相 坂字高清水七八 の九九六	二〇・三・二七

青森県告示第百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	構造計算適合性判定 の業務を行う事務所 の所在地	指定をした日	構造計算適合 性判定の業務 の開始の日
株式会社 建築住宅 センター	青森市本町二 丁目九の一七 青森県中小企 業会館内	同上	平成二十年三 月二十六日	平成二十年四 月一日

青森県告示第百三十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市東造道二丁目の一
- 二 指定年月日
平成二十年四月十四日
- 三 売りさばき場所
青森市東造道二丁目の一

青森県告示第百三十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字城東中央三丁目四の一七
協同組合弘前卸センター

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十年四月十四日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 検定の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
平成二十年七月二十一日（月）午前九時から午後五時まで
 - 2 場所
青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター
- 二 検定を行う警備業務の種別及び級
検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級
- 三 検定の定員
三十人（予定）
- 四 受検資格
 - 1 青森県内に住所を有する者
 - 2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
- 五 検定の方法及び内容
 - 1 方法
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 車両等の誘導に関すること
- (4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 車両等の誘導に関すること。
- (2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十年五月十九日（月）から同年六月十三日（金）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万四千元の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭